

公立大学法人山口県立大学

中期目標・中期計画（案）

目 次

（基本的な目標）	P. 1	第4 財務内容の改善	
第1 中期目標の期間	P. 1	1 自己収入の増加	P. 34
第2 教育研究等の質の向上		2 経費の抑制	P. 35
1 教育	P. 1	3 資産の管理及び運用	P. 35
2 学生への支援	P. 16	第5 自己点検、評価及び当該状況に係る	P. 36
3 研究	P. 19	情報の提供	
4 地域貢献	P. 21	第6 その他業務運営	
5 国際交流	P. 24	1 施設設備の整備、活用等	P. 36
第3 業務運営の改善及び効率化		2 安全衛生管理	P. 37
1 運営体制の改善	P. 26	（その他）	P. 37
2 教育研究組織の見直し	P. 28		
3 人事の適正化	P. 30		
4 事務等の効率化、合理化	P. 33		

中期目標（案）	中期計画（案）＊年度は達成目標年度
<p>（基本的な目標）</p> <p>公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>この中期目標の期間においては、法人が自主性、自律性を発揮し、その目的の達成に向けて着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みを早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間とする。</p> <p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>「教育を重視する大学」として、山口県立大学（以下「大学」という。）が授与する学位の評価を高めるため、学生に高い学力と豊かな人間性を確実に身に付けさせた上で社会に送り出す仕組みを整える。</p>	<p>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置</p>

(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定
次に掲げる教育の成果を着実にあげるため、教育課程や卒業後の進路について重点的に取り組むべき到達目標を具体的に定める。

ア 全学共通教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する。

(1) 教育の成果に関する具体的な到達目標の設定
次のとおり、到達目標を設定する。

ア 全学共通教育

(ア) 幅広く深い教養の涵養

大学の基礎教養教育として精選した学問分野の履修を通してすべての学生の知性と倫理性を育み、柔軟な思考力と豊かな教養を身に付けさせる（平成 22 年度）。(No. 1)

(イ) 大学で学ぶ上で必要な基礎的能力と総合的な判断力の修得

a すべての学生に、専門的な学習に取り組む上で必要な自立的学習態度を身に付けさせ、課題発見や問題解決能力、高い日本語運用能力に基づく読解力、表現力、発表力等の基礎的能力を備えるようにする（平成 22 年度）。(No. 2)

b すべての学生に高度情報社会に対応して情報を使いこなす能力の基礎を備えさせ、初級システムアドミニストレーターの知識、技能の水準に相応する情報科学への理解と操作技術の修得、並びに情報機器を活用した発表技術を獲得させる。さらに、希望者を対象とした初級システムアドミニストレーター試験の合格率を向上させる（平成 22 年度）。(No. 3)

c すべての学生の外国語（英語）運用能力を高め、学生の 80% 以上が、卒業時まで TOEIC450 点以上を取得できるようにする（平成 22 年度）。(No. 4)

(ウ) 豊かな人間性の育成

a 人間の尊厳を尊重し、生命と生活の質の向上に寄与するとともに、自らが属する地域を愛し、自己の国際化に努める態度を身に付けさせる（平成 22 年度）。(No. 5)

b 生涯にわたって学ぶ意味や意義を問い、特に就職後の社会活

<p>イ 学部専門教育</p> <p>住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養う。</p>	<p>動や職業生活に適応し、自己実現を図る姿勢を身に付けさせる（平成 22 年度）。(No. 6)</p> <p>イ 学部専門教育</p> <p>(ア) 共感する心と豊かな人間性をもって社会福祉に関わる様々な問題に主体的に対応できる実践能力を身に付けた人材の育成 社会福祉に関わる分野を主に専攻する学生の社会福祉士資格試験合格率(合格者数累計/卒業者数累計)50%を目標とする(平成 22 年度)。(No. 7)</p> <p>(イ) 看護、保健、助産あるいは栄養、食育の専門職としての知識、技術と資格を身に付け、地域の人々の健康増進、疾病予防、療養上の支援のために相互に協調して働くことのできる能力を身に付けた人材の育成</p> <p>a 看護に関わる分野を専攻する学生にあっては看護師、保健師、助産師の国家資格試験合格率(合格者数/受験者数)毎年度 100%を目標とする。(No. 8)</p> <p>b 栄養に関わる分野を専攻する学生にあっては、管理栄養士資格試験合格率(合格者数/受験者数)毎年度 100%を目標とする。(No. 9)</p> <p>(ウ) 国際的視点を持ち、地域の諸課題を文化という側面から比較分析できる教養と技能を備え、国内及び国外における実習や留学経験、実践的な言語運用能力に裏打ちされた行動力を発揮し、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成</p> <p>a すべての学生が国内又は国外の実習や留学を通して国際的に行動する能力を身に付ける(平成 22 年度)。(No. 10)</p> <p>b 英語を専攻する学生にあっては、学生の全員が TOEIC650 点以上を、また、中国語、韓国語を専攻する学生にあっては各種検定試験において中級レベル以上の合格率を目標とする(平成 22 年度)。(No. 11)</p>
---	---

<p>ウ 大学院教育</p> <p>住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養う。</p>	<p>c 地域における新しい文化の創造や生活の向上等に資する企画提案能力を修得させる（平成 22 年度）。(No. 12)</p> <p>d 各種免許資格取得率を向上させる（平成 23 年度）。(No. 13)</p> <p>ウ 学部卒業後の進路</p> <p>(ア) 就 職 就職決定率（就職者数／就職希望者数）100%を目標とする（平成 23 年度）。(No. 14)</p> <p>(イ) 大学院進学 大学院進学希望者の進学率 100%を目標とする（平成 23 年度）。(No. 15)</p> <p>エ 大学院教育</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程</p> <p>a 研究課題の発見、研究資料の収集、実証的な調査研究方法、研究成果の学術発表等に関わる総合的な研究能力の修得</p> <p>b 主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関し要援助者が抱える諸問題を的確に把握でき、適時適切な援助の方法や技術をもって対処できる高度専門職業人の育成</p> <p>c 地域社会の歴史的、文化的及び地球的課題について多角的に分析し、これに主体的、実践的に対応できる能力や企画力、調整能力等を有した高度専門職業人の育成</p> <p>d すべての専攻において、大学院生の国内学会等での発表件数を増加させる（平成 21 年度）(No. 16)</p> <p>(イ) 博士後期課程 身体的、精神的、社会的な健康の保持増進に関する援助を必要とする者に対し、その複合的で錯綜した諸問題を把握し、主に社会福祉、看護、栄養に関わる領域を統合して、必要な資源を適切な時機に適切な方法で結びつける援助の方法や技術を提案でき</p>
--	--

<p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>教育目標をより効果的、効率的に達成するため、授業科目の精選、高校と大学又は全学共通教育と専門教育との円滑な接続、学部、学科の枠を超えた連携などの視点から、現行の教育内容を見直し、新たな教育課程を編成する。</p>	<p>る高度の研究能力及び教育能力を身に付けた人材の育成 健康福祉学における博士号取得者を輩出する（平成 23 年度） (No. 17)</p> <p>(2) 新たな教育課程の編成</p> <p>教育目標を踏まえつつ、以下の基本方針に基づき新たな教育課程を編成する。</p> <p>ア 全学共通教育課程の再編</p> <p>全学共通教育と学部専門教育の有機的連携を強め、全学生が効果的、効果的、系統的に全学共通教育を受講できるよう、「全学共通教育と学部専門教育の科目数の均衡」、「基礎的能力の涵養」、「本学の特色を生かした科目の教授」、「進路形成や人生設計に基づく学びの意義の確立」などの視点に立って、次の方針のもとに新たな基礎教養教育課程を編成する（平成 19 年度）。(No. 18)</p> <p>(ア) 全学共通教育と学部専門教育の均衡 概ね 1 : 3 とする。</p> <p>(イ) 教育課程の構成 次の「基礎科目」、「教養科目」、「ライフ・デザイン科目」の 3 つの柱とする。</p> <p>a 基礎科目 実践外国語、情報リテラシー、大学の導入教育としての基礎セミナー、各学部の専門教育の前提となる基礎科学で構成する。</p> <p>b 教養科目 「人間尊重」、「地域との共生」、「生活者の視点」、「国際理解」に関する科目群で構成する。 なお、山口県の歴史、文化、社会、経済、環境、行政課題など地域に根ざした特色ある教育プログラムは「教養科目」に位</p>
---	--

置く。

c ライフ・デザイン科目

学生が主体的に社会に学び、社会に貢献できる人間として成長し、社会生活や職業社会へ適応する能力の開発に必要な科目群で構成する。

イ 学部専門教育課程の再編、充実

卒業後の進路に配慮した専門的職業能力の効果的、効率的な育成を図るため、「入学者の多様化に配慮したリメディアル教育（補習教育）の実施」、「職業観教育を含む専門教育の充実」、「高い実践能力の養成に資する国内外での実習の重視」、「学部・学科を越えた連携教育の推進」、「全学共通教育と学部専門科目の均衡」、「授業科目の精選と卒業に必要な単位の見直し」、「学部から大学院教育へとつながる教育体制の推進」などの視点に立って、次の方針のもとに、新たな学部専門教育課程を編成するとともに、既存の学部教育の内容についても充実を図る（平成 19 年度）。(No. 19)

(ア) 新たな学部専門教育課程の編成

a 共感する心と豊かな人間性をもって社会福祉に関わる様々な問題に主体的に対応できる実践能力を身に付けた人材の育成

(a) 社会福祉実習会議を中心に、社会福祉実習教育のさらなる充実

(b) 精神保健福祉士の受験資格を取得できる新たな教育課程の開設

(c) 福祉教育実習、教育実習等について効率的な授業展開ができるよう学部内で連絡調整を図る組織の創設

(d) 対人援助の実践能力の養成および地域との連携を図るため、他学部や他学科（看護、栄養、地域共生センター高齢者部門）と共通の授業科目の開発

	<p>b 看護、保健、助産あるいは栄養、食育の専門職としての知識、技術と資格を身に付け、地域の人々の健康増進、疾病予防、療養上の支援のために相互に協調して働くことのできる能力を身に付けた人材の育成</p> <p>(a) 看護、栄養共通 地域住民の健康の保持増進と疾病の予防及び疾病者の療養を支援する実践的能力の開発を行う授業科目の展開</p> <p>(b) 看護に関わる分野</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全学共通教育と連携し、1年次における看護臨地実習の充実 ② 看護実践能力の育成に向けた教育課程の充実 ③ 今後新たに設置される可能性のある資格についての情報収集 ④ 養護教諭資格取得に関わる教育課程の充実 <p>(c) 栄養に関わる分野</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全学共通教育と学部専門教育の有機的連携の実現 ② 保健・医療・福祉に関する専門職種間連携教育課程の展開 ③ 大学と現場の連携を充実させ、現場研究能力の開発の組織的な展開 ④ 免許資格取得を支援する授業科目の充実 <p>c 国際的視点を持ち、地域の諸課題を文化という側面から比較分析できる教養と技能を備え、国内及び国外における実習や留学経験、実践的な言語運用能力に裏打ちされた行動力を発揮し、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成</p> <p>(a) 一定の期間の国内及び国外における実習や留学を前提とした教育課程の開設</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> (b) 英語、中国語、韓国語を重点に高い外国語能力の養成 (c) 国際教養の涵養 (d) 地域の歴史、文化に関する理解に基づく地域文化の特色の発掘と創造力の伸長 (e) 地域の特性や国際的な感覚に基づいたライフスタイルの創出 (f) 国内の他大学や海外の姉妹校提携大学との単位互換制度を積極的に活用し、学生の能力を最大限に伸ばすシステムの開拓 (g) 卒業研究や卒業制作の発表の方法について充実を図り、成果を地域社会に提供する機会の創出 <p>(イ) 既存の学部教育の内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> a 後期中等教育から大学教育への移行を円滑にする少人数制の専門基礎科目の充実 b 地域の諸課題を発見し解決する実践能力を開発する専門臨地実習科目の充実 c 免許資格取得に向けた授業科目の充実 <p>ウ 大学院</p> <p>高度専門職業人等の養成に関する社会的要請に対応できるよう、次の視点に立って教育課程の内容や各専攻の在り方を見直す。</p> <p>(ア) 修士課程及び博士前期課程（平成 19 年度）(No. 20)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 研究課題発見、仮説構築、研究資料収集、調査分析方法、学術論文作成等の技法に関する科目の創設と演習指導の充実 b 研究成果の地域還元に関する方法の開拓 c 修士論文を課さず、高度な専門職業人としての資格取得に専念できる履修方法の開発 d 社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域における実践的課題を発見し、解決する能力の開発と今後新たに設置される可能性
--	--

<p>(3) 教育方法の改善</p> <p>学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価、精選された授業科目の集中的な学習、履修指導の充実等に資する教育方法の改善に取り組む。</p> <p>また、学生の多様な学習需要に対応した新たな教育方法の導入に取り組む。</p>	<p>のある資格についての情報収集</p> <p>e 地域社会や国際社会の課題解決に向けた専門分野の管理運営及び異業種間の交流を促進できる能力の開発</p> <p>(イ) 博士後期課程</p> <p>a 社会福祉、看護、栄養に関わる複合領域を統合した実践的研究分野や研究課題を発見し、研究成果を社会に還元できる学問体系の確立（平成 23 年度）。(No. 21)</p> <p>b 地域社会における歴史、文化の新たな発掘、創造に向け、文系博士課程の設置を視野に教育課程等を検討（平成 21 年度）。(No. 22)</p> <p>エ その他</p> <p>学生のニーズに応じ、教育職員免許、司書、学芸員、日本語教員等各種資格の取得プログラムを見直す（平成 19 年度）(No. 23)</p> <p>(3) 教育方法の改善</p> <p>ア 学修効果を高める取組の推進</p> <p>(ア) 成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価</p> <p>学内外の実習や演習も含めて成績評価基準を一層明確にし、成績評価を厳格に行う制度を充実させる（平成 19 年度）。(No. 24)</p> <p>(イ) 精選された授業科目の集中的な学習</p> <p>a 一つの授業を学期ごとに完結させる制度（ Semester制）の完全採用に取り組む（平成 19 年度）。(No. 25)</p> <p>b 1 年間又は 1 学期に履修科目登録できる単位数の上限の設定に取り組む（平成 19 年度）。(No. 26)</p> <p>(ウ) 履修指導の充実</p> <p>a 学生が在学期間を見通して履修計画を立てることができるよう、全学共通科目と学部専門科目との関係や、学科やコースにおける履修の道筋をわかりやすく示す（平成 19 年度）。</p>
--	--

	<p>(No. 27)</p> <p>b 学生が研究室を訪問し、気軽に教員に質問ができる時間帯（オフィスアワー）の設定を、その提示方法を含めて制度化する（平成 19 年度）。(No. 28)</p> <p>c GPAを活用して、進級要件や卒業要件を一層厳格にするとともに、GPAが一定点数（2.00）未満の者については、その履修管理能力を向上させるため、各学部に学習指導アドバイザーを配置し、個々の学生における教育目標の達成状況を把握し、1, 2 年次において必要な学習指導を行なうなど、よりきめ細かな学習支援を行う仕組みを整える（平成 19 年度）。(No. 29)</p> <p>d 推薦入試合格者やその他の合格者を対象に、必要に応じ入学前補習を実施する（平成 18 年度）。(No. 30)</p> <p>e 各種免許資格の受験対策講座を充実させる（平成 20 年度）。(No. 31)</p> <p>f 教育的配慮の下に、大学院生に学部学生に対する助言等の教育補助業務を行わせるティーチングアシスタント（TA）制度を創設する（平成 21 年度）。(No. 32)</p> <p>g 大学院生の研究遂行能力の育成、研究体制の充実に資するため、教育的配慮の下に、大学院生に大学が行う研究に研究補助者として参画させるリサーチアシスタント（RA）制度を創設する（平成 21 年度）。(No. 33)</p> <p>h 看護、栄養、社会福祉に関わる臨地実習事業をより実効あるものとするため、関係施設の職員と緊密な連携を図るための新たな方策を検討する（平成 19 年度）。(No. 34)</p> <p>i 海外大学からの研究者の任期付き採用に取り組む（平成 20 年度）。(No. 35)</p> <p>j 外国人留学生が安心して入学できるよう、「外国人のための日本語学習プログラム」等の学習支援を全学的に充実させると</p>
--	--

	<p>ともに、外国人留学生にアドバイザー学生をつける制度を整える（平成 21 年度）。(No. 36)</p> <p>(エ) 自学自習環境の充実</p> <p>a LL 教室、情報処理室、学習室等の学生が自学自習できる空間の確保に資するよう既存施設の有効活用に取り組む（平成 18 年度）。(No. 37)</p> <p>b CALL システム等の自学自習支援システムの運用方法の改善に取り組むとともに、全学共通教育および学部専門教育で活用できる新たな自学自習支援システムや e-learning を活用した学習プログラムの導入に取り組む（平成 23 年度）。(No. 38)</p> <p>(オ) 附属図書館の機能の発揮</p> <p>a 附属図書館職員による文献検索、図書館情報検索の実技指導を定期的実施する。（平成 19 年度）。(No. 39)</p> <p>b 学生、教職員、一般市民の大学図書館に対するニーズ調査を実施して要望を把握し、サービスの向上を図る（平成 19 年度）。(No. 40)</p> <p>c 夜間や休日の図書館利用の利便性を向上させる方策を検討する（平成 20 年度）。(No. 41)</p> <p>d 学生と教職員のニーズに応える蔵書や学術雑誌の充実には有効な電子ジャーナルの導入を検討する（平成 23 年度）。(No. 42)</p> <p>e 日本文化資料室、多文化資料室、社会福祉実習準備室、社会福祉資料室、看護学部図書室等の有効活用に取り組む（平成 20 年度）。(No. 43)</p> <p>(カ) 褒賞制度の創設</p> <p>特に成績が優れた学生を対象に授業料の減免や大学院進学の入学金免除等、学生の学習意欲を高める特待制度の創設に取り組む（平成 21 年度）。(No. 44)</p>
--	--

<p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的な取組の推進</p> <p>教員の教育能力の向上に資するため、授業の内容及び方法、教育課程等の改善に資する研修、研究を組織的に行う。</p>	<p>イ 学生の多様な学習需要に対応しうる新たな教育方法の導入</p> <p>(ア) 主専攻、副専攻制の導入 可能な学部・学科においては、専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修することができる主専攻、副専攻制の導入を検討する（平成 19 年度）。(No. 45)</p> <p>(イ) 単位互換制度の見直し 他大学との既存の単位互換科目について、教育課程の再編成に合わせて見直しを行う（平成 19 年度）。(No. 46)</p> <p>(ウ) 単位認定制度の見直し 特定の学術セミナーや一定の要件を満たす公開講座への参加、海外も含めた他大学での単位取得、職業経験や大学以外の機関における実習等を単位として認定する制度を創設する（平成 19 年度）。(No. 47)</p> <p>(エ) 遠隔講義等の充実 「やまぐち情報スーパーネットワーク」を活用した遠隔講義数の増、e-learning による教育教材等の導入を検討する（平成 23 年度）。(No. 48)</p> <p>(オ) 寄附講座の創設 専門教育に関連する分野の企業、事業所、施設や団体等による寄付講座制度を設ける（平成 21 年度）。(No. 49)</p> <p>(4) 教員の教育能力の向上に資する組織的取組の推進</p> <p>ア 教育活動に関する研修の充実</p> <p>(ア) 教育活動の充実に必要な教員間の連携を強化するため、各種教育活動に関わる担当者会議の設置、運営について見直しを行う（平成 18 年度）。(No. 50)</p> <p>(イ) 教職員に対し、成績評価基準の厳格化に関する研修、教育方法の改善、学生指導の向上、及び留学生や障害を持つ学生、社会人</p>
--	---

	<p>などの多様な学習需要に対する理解に関する研修を年2回行い、その参加を義務づける（平成18年度）。（No. 51）</p> <p>（ウ）教員に対し、学生の授業評価や教員の自己評価に基づきシラバスの点検、改善を行うことを義務づけるとともに、各教育組織の長等においても教員に対し、シラバス改善に必要な助言やシラバス改善結果の確認を行う仕組みを確立し、各教育組織全体で教育を行う体制を整える（平成20年度）。（No. 52）</p> <p>（エ）英語圏からの留学生に対する英語による講義、英語によるシラバス作成や授業方法、学生の成績評価などに関する研修を制度化する（平成18年度）。（No. 53）</p> <p>（オ）附属図書館職員については、図書館情報サービス機能の向上と学生・教職員に対する指導能力を高める研修に参加させる（平成20年度）。（No. 54）</p> <p>（カ）博士後期課程にあっては、「博士課程委員会」を設置して授業や研究指導の教授方法等に関する研修を実施するとともに、修士課程や博士前期課程においても教員の資質向上のための方策を講ずる（平成19年度）。（No. 55）</p> <p>イ 教育活動に関する研究の推進</p> <p>（ア）近接領域の科目において、教員がチームとなって教材や学習方法を開発することを奨励し、優れた提案に対して助成金を支給する制度を設ける（平成19年度）。（No. 56）</p> <p>（イ）文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」や「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」の応募を前提に研究、教育の実績を深め、その採択を目指す（平成23年度）。（No. 57）</p>
--	--

(5) 学生の受入方法の改善

大学の教育目標を理解し、地域や大学の活性化をもたらす学生を積極的に受け入れるため、大学が求める学生像や求める能力、適性等を明確にした入学者受入方針を定め、受験生等に対して情報提供を積極的に行うとともに、受験生の多様な個性や能力を適切に評価することができる選抜方法の開発を行う。

(5) 学生の受入方法の改善

ア 入学者受入方針の策定と積極的な情報提供

(ア) 入学者受入方針の策定

大学が求める学生像や求める能力、適性等を明確にしたアドミッション・ポリシーを新たに策定する（平成 18 年度）。(No. 58)

(イ) 積極的な情報提供

a アドミッション・ポリシーの周知に当たっては、特に県内高校と本学への入学者が多い都道府県での広報活動を強化するとともに、全国的にも入学情報が発信され、入学者を募集できるようにする観点から、入試広報や学生募集のアウトソーシングも含め、より効果的な方法を導入する（平成 20 年度）。(No. 59)

b 社会人、外国人、帰国生、編入学希望者、障害者等、幅広い人々のニーズを考慮した多元的、多言語的な入試広報活動を行う（平成 20 年度）。(No. 60)

イ 受験生の多様な個性や能力を適切に評価する選抜方法の開発

(ア) 各種選抜方法の見直し、改善

教育課程の見直しに合わせ、各種選抜方法の見直し、改善を行う（平成 18 年度）。(No. 61)

(イ) アドミッション・オフィス選抜の導入

学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と丁寧な面接等を通じて、受験生の能力、適性や目的意識等を総合的に判断するアドミッション・オフィス（AO）選抜を新たに導入する（平成 19 年度）。(No. 62)。

(ウ) その他多様な能力や経歴を有する入学者の拡大に資する選抜方法の開発

a 編入生の受入れ

編入生の受入れの際の単位読替方針を見直し、全学共通教育については既習得単位 30 単位程度を一括認定し、学部専門教

	<p>育については編入学生のニーズに応えながら単位を読み替える制度を確立する（平成 18 年度）。(No. 63)</p> <p>b 科目等履修生等の受入れ 社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履修生（パートタイム生）や聴講生などの受入方針や受入体制を見直す（平成 19 年度）。(No. 64)</p> <p>c 秋季入学生の受入れ 秋季入学生の受入れを検討する（平成 19 年度）。(No. 65)</p> <p>d 優秀な学部学生の大学院への受入れ (a) 学部専門教育において優秀な学修成績を修め、大学院進学に強い意志を持つ学生を対象とする学内推薦制度を導入する（平成 20 年度）。(No. 66) (b) 成績優秀な学部生については、学部在学中に大学院の希望科目の履修や単位の認定などを一部認める方法を検討する（平成 20 年度）。(No. 67)</p> <p>e 外国人入学生の受入れ (a) 学部への留学希望者に対し、国外からの応募に対応する体制について検討を行う（平成 19 年度）。(No. 68) (b) 大学院への英語圏からの外国人留学生及び外国籍の志願者については、筆記試験科目の見直しを行い、日本語あるいは英語の面接試験を課す方法や、英語による試験の実施を検討する（平成 18 年度）。(No. 69)</p> <p>f 選考委員の能力向上のための仕組づくり 受験生の多様な個性や能力を適切に判断することができるよう、マニュアルの整備や研修の実施など選考委員の能力向上に資する取組を進める（平成 22 年度）。(No. 70)</p>
--	---

2 学生への支援に関する目標

「学生を大切にす大学」として、多様な学生の資質、能力を十分に発揮させるとともに、その安全、安心の確保を図るため、学生の生活、就職等に係る支援体制の強化と支援内容の充実に努める。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総合的な情報提供、情報収集の仕組づくり

ア 学生支援の仕組や内容等について、大学説明会やオープンキャンパス、ホームページ等で積極的に発信するとともに、ボランティア活動やサークル、同好会等の学生の自主的な活動に関する情報提供や、相談支援や就職支援等に関する情報提供、連絡調整を一元的な体制のもとで積極的に行う（平成 20 年度）。(No. 71)

イ 従来の学生生活実態調査について、さらにその方法や内容を整備し、アンケート結果を大学の改善に生かすとともに、学生に対しても大学側の対応状況を公表していく仕組を整える（平成 19 年度）。(No. 72)

ウ 学生が生活や学内環境について問題点を気軽に提起することができるシステムを構築し、提起された問題についてはその解決の経緯や結果を公表する仕組をつくる（平成 20 年度）。(No. 73)

(2) 健康の保持増進支援

ア 学内における学生の疾病や障害等への対処や、学生からの健康相談や病気予防に関わる相談等に対し、専門職員（保健師、臨床心理士等）を常駐させるなど、日常的に支援を行えるよう体制を強化する（平成 18 年度）。(No. 74)

イ 学生を対象に、疾病等の予防、健康管理、食育や栄養についての啓発、命の教育などに関する各種セミナーを定期的に開催する（平成 19 年度）。(No. 75)

(3) 経済的支援

ア 奨学金制度

(ア) 学生に対し、日本学生支援機構、公共団体、民間団体等の奨学金制度に関する情報を適切な時機に提供できるシステムを開発

	<p>する（平成 19 年度）。(No. 76)</p> <p>(イ) 学部学生が大学の一員として大学の公的活動に参画することに対する奨励金制度として、ジュニア T A 制度を創設する（平成 21 年度）。(No. 77)</p> <p>(ウ) 経済的理由などにより修学が困難でかつ学業優秀と認められる学生を対象とした大学独自の育英奨学金制度の創設を目指す（平成 23 年度）。(No. 78)。</p> <p>イ 授業料減免制度</p> <p>経済的理由などにより授業料の納付が困難な学生は、選考の上、授業料を免除、減額、延納又は分納できる制度を創設する（平成 18 年度）。(No. 79)</p> <p>ウ その他の経済的支援</p> <p>新入生だけに限らず、経済的事情に応じて学生や留学生が優先的に学生寮に入居できる仕組みをつくる（平成 19 年度）。(No. 80)</p> <p>(4) 日常生活支援</p> <p>ア 学生生活の支援を行う指導教員（チューター）の機能や役割を見直し、全学統一のチューター制を確立する（平成 19 年度）。(No. 81)</p> <p>イ 指導教員（チューター）など学生支援に関わる教職員に対し、学生指導や学生相談に関する研修を年 2 回行い、参加を義務づける（平成 18 年度）。(No. 82)</p> <p>ウ 障害を持つ学生や留学生を含め、個々の学生の生活全般の相談や支援などを専門的に行うことができる体制を整備し、学部と連携して教育支援を含めた総合的な支援を行う（平成 19 年度）。(No. 83)</p> <p>エ 学生食堂の充実など、学生の食生活を支えるサービスの向上を検討する（平成 20 年度）。(No. 84)</p> <p>オ 外国人留学生に対し、宿舎の斡旋などの生活支援や奨学金の紹介を多言語で行う生活ガイドブックを作成し、留学生のチューターに対す</p>
--	--

るガイダンスを全学的に用意する（平成 19 年度）。(No. 85)
カ 学生が憩うことのできる空間の確保に努める（平成 20 年度）。
(No. 86)

(5) 就職支援

- ア 就職決定率 100%を達成するため、就職支援活動を行う専門の相談員を常駐させ、学生からの就職相談に応えられる体制を強化する（平成 18 年度）。(No. 87)
- イ 2 年次後期からの就職ガイダンスや、就職勉強会なども含め、自己分析、業界情報提供、試験や面接対策などの就職支援活動を一層充実させる（平成 19 年度）。(No. 88)
- ウ 社会人学生の体験を、一般学生の就職意識高揚や職業観、生涯学習観等の確立に活用する仕組みをつくる（平成 20 年度）。(No. 89)
- エ インターンシップをより積極的に推進し、全学部からの参加者数を伸ばす（平成 21 年度）。(No. 90)

(6) 課外活動支援

- ア 学生の自主的活動の活性化を図るため、クラブやサークル、同好会、ボランティア活動をはじめとする学生活動に対する具体的な支援策を打ち出し、学生が安全で安心な課外活動を行うことができる環境を整える（平成 21 年度）。(No. 91)
- イ 学生の課外活動の活性化に特に寄与した個人、団体等については、学長から特別に活動賞を授与する制度を創設する（平成 21 年度）。(No. 92)

3 研究に関する目標

「地域に密着した研究を推進する大学」として、研究活動の活性化とその成果の普及、教員の研究活動を促進する仕組みづくりを進める。

(1) 研究活動の活性化とその成果の普及

大学における基礎研究、基盤研究を尊重しつつ、住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展、世界に開かれた交流の活発化に資する研究活動に積極的に取り組み、その成果の普及に努める。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究活動の活性化とその成果の普及

ア 研究活動の活性化

(ア) 山口県の政策課題の解決や、人間の尊厳性の尊重、生命と生活の質の向上、地域との共生、国際理解の促進に資する学際的プロジェクトを主体的に提案し、年間3件以上の共同研究及び年間20件の受託研究を実施することを目指す(平成23年度)。(No. 93)

(イ) 国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に取り組む(平成22年度)。(No. 94)

(ウ) 教員は個人あるいはグループにおいて、それぞれの専門分野における各自の研究の質を高める努力を行い、科学研究費補助金その他の公募助成金について年間25件以上採択されることを目指すとともに、学会誌・国際誌への投稿や国内・国際学会での発表件数を伸ばす(平成23年度)。(No. 95)

(エ) 「魅力ある大学院教育イニシアティブ」など研究拠点形成を促進する補助金に採択されることを目指す(平成23年度)。(No. 96)

イ 研究成果の普及

(ア) 食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりや街づくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域に内在する多様な需要に応える研究成果についてその経過や結果などをホームページで公開するとともに、市町村や関係団体に電子メールで配信する仕組みをつくる(平成21年度)。(No. 97)

(イ) 教員個人あるいはグループによる研究と、共同研究、受託研究を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組みを検討する(平成19年度)。(No. 98)

<p>(2) 研究活動を促進する仕組みづくり</p> <p>教員の研究活動を促進するため、研究の実施体制を整備するとともに、教員の研究能力の向上に資する取組を進める。</p>	<p>(ウ) 研究創作活動の発表や作品の発表等を促進し、さまざまなメディアを通して成果を地域に発信する機会を増大させる（平成 20 年度）。（No. 99）</p> <p>(2) 研究活動の促進に資する仕組みづくり</p> <p>ア 予算の重点的配分</p> <p>(ア) 山口県の政策課題や地域課題に関する研究は「地域共生センター」において統括し、予算を管理する（平成 18 年度）。（No. 100）</p> <p>(イ) 複数の学部、研究科にまたがる学際的共同研究の立上げを促す制度を設ける（平成 19 年度）。（No. 101）</p> <p>(ウ) 学内の競争的研究資金を、特色ある教育研究や地域貢献につながる計画に対して重点的に配分するために必要な制度を整える（平成 19 年度）。（No. 102）</p> <p>イ ニーズとシーズの円滑なマッチングの推進</p> <p>(ア) 研究成果（シーズ）についての情報がよりわかりやすい形で提供されるように、データベースのあり方や提供方法等を見直すとともに、ニーズ調査結果のデータベース化や、ニーズを持つ人々が教員と身近に交流できる機会を設ける（平成 19 年度）。（No. 103）</p> <p>(イ) 地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上げる仕組みをつくとともに、研究成果（シーズ）の公表を積極的に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する（平成 20 年度）。（No. 104）</p> <p>ウ 個々の教員の研究活動を促す仕組みづくり</p> <p>(ア) すべての教員が、科学研究費補助金その他の競争的研究資金に応募することを原則義務化する。（No. 105）</p> <p>(イ) 科学研究費補助金その他の競争的研究資金の応募や申請に関する研修を定期的に行うなど支援の仕組みをつくる（平成 19 年度）。</p>
---	---

<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>「地域に開かれた大学」として、<u>地域貢献の窓口である地域共生センターの活性化を図り</u>、大学の総合力を発揮して、受託研究、共同研究等の法人以外の者との連携による教育研究活動、社会人が大学で学習しやすい環境づくり、高校と大学との円滑な接続に資する取組を積極的に進める。</p> <p>また、<u>郷土文学資料センターを効果的に活用し</u>、地域文化の振興に積極的に取り組む。</p>	<p>(No. 106)</p> <p>(ウ) 特に優れた研究成果を挙げた教員に対し、評価に基づき特別研究費を配分する、あるいは短期国内研修等を支援する制度の創設を検討する（平成 21 年度）。(No. 107)</p> <p>(エ) 研究成果の知的財産としての価値を評価し、権利の帰属を審査して、知的財産権の登録、審査に関する事務を行う発明委員会等の仕組みをつくり、知的財産の社会還元に努める（平成 21 年度）。(No. 108)</p> <p>(オ) 教職員によるベンチャー起業を支援する制度の検討を行う（平成 23 年度）。(No. 109)</p> <p>(3) 教員の研究能力の向上につながる取組の推進</p> <p>ア 教員の研究能力の向上に資する支援を行う仕組みをつくる（平成 19 年度）。(No. 110)</p> <p>イ 重点課題研究については外部からの研究員を招聘し受け入れるなど、研究者の交流を促進する仕組みをつくる（平成 20 年度）。(No. 111)</p> <p>4 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 地域共生センターを窓口とした地域社会への貢献活動</p> <p>ア 積極的な地域貢献活動を推進する仕組みづくり</p> <p>(ア) 山口県の地域課題に取り組む専門的講座や人材育成に資する研修、ネットワーク構築等に積極的に関わり、地域の社会人や職業人、高齢者や子どもを持つ親等の身近な相談窓口や支援窓口として、その専門性を発揮できる体制を整える（平成 19 年度）。(No. 112)</p> <p>(イ) 大学の地域社会への貢献活動について広く意見を交換する場として、「生涯学習推進連絡会議」を年 2 回程度開催し、地域社会のニーズを常に把握し、大学の特色ある教育のより効果的な社会</p>
---	---

	<p>還元のあり方について定期的に検証する仕組みをつくる（平成 19 年度）。(No. 113)</p> <p>(ウ) すべての教員が年 1 回以上は公開講座やサテライトカレッジ、共同研究・受託研究、高大連携等の地域貢献活動に参加し、それらが適切に評価される仕組みを検討する（平成 20 年度）。(No. 114)</p> <p>(エ) 学生や教員の自主的な活動と地域をつなぐ情報の拠点としてボランティアセンター窓口を創設する（平成 21 年度）。(No. 115)</p> <p>イ 受託研究、共同研究等法人以外の者との連携の推進</p> <p>(ア) 山口県の政策課題の解決や、人間の尊厳性の尊重、生命と生活の質の向上、地域との共生、国際理解の促進に資する学際的プロジェクトを主体的に提案し、年間 3 件以上の共同研究及び年間 20 件の受託研究を実施することを目指す（平成 23 年度）。(No. 93 再掲)</p> <p>(イ) 食や健康、家庭教育や社会教育、地域の国際化、地域づくりや街づくり、地域の各種福祉計画策定など、特に山口県という地域に内在する多様な需要に応える研究成果についてその経過や結果などをホームページで公開するとともに、市町村や関係団体に電子メールで配信する仕組みをつくる（平成 21 年度）。(No. 97 再掲)</p> <p>(ウ) 地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上げる仕組みをつくるとともに、研究成果（シーズ）の公表を積極的に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する（平成 20 年度）。(No. 104 再掲)</p> <p>(エ) 教員個人あるいはグループによる研究と、共同研究、受託研究を、一元的に地域にわかりやすく公開する仕組みを検討する（平成 19 年度）。(No. 98 再掲)</p> <p>(オ) 環境に配慮した地域の事業活動等の促進に寄与するエコアクション 2.1 に基づく環境負荷の低減、環境報告書の作成、公表の取</p>
--	---

組を進める。(No. 116)

ウ 社会人が大学で学習しやすい環境づくり

(ア) サテライトカレッジについて、現在開設している周南、柳井、防府、下関、徳地の5ヵ所に加え、新たに県北部サテライトカレッジの拠点づくりを検討するとともに、都市部における夜間・週末のサテライト教室の開設を進める(平成20年度)。(No. 117)

(イ) 生涯学習基礎講座、生涯学習発展講座、キャリアアップ講座の見直しを行い、より効果的・効率的なシステムを構築するとともに、社会人が本学で各種講座等を受講した場合の単位認定のあり方、仕組みを検討する(平成21年度)。(No. 118)

(ウ) 社会人の受入れを推進する観点から、科目等履修生、長期履修生(パートタイム生)や聴講生などの受入方針や受入体制を見直す(平成19年度)。(No. 64 再掲)

エ 高大連携の推進

(ア) 高校生への大学授業の随時公開や、高校生の本学講義への参加、本学教員の複数回の出張授業、進路相談及び指導のプログラム化、高校生が本学で受講した場合の単位認定等、多様な取組を積極的に推進する(平成18年度)。(No. 119)

(イ) 県内や近隣の高校に対してより積極的に出前講座等のプログラムを送付し、大学進学へのPRを行うとともに、高校側のニーズとのマッチングを行うため、定期的な連絡会議を持つ(平成19年度)。(No. 120)

(2) 郷土文学資料センターによる地域文化の振興

ア 郷土文学資料センターの所有する資料のデータベース化を図るとともに、活動内容や成果を発信するホームページやパンフレット、定期刊行物等の作成を行い、センターの広報活動を強化する(平成20

<p>5 国際交流に関する目標</p> <p>「地域と世界をつなぐ大学」として、学生及び教職員の国際交流の機会の拡大、国内外の関係機関との連携を図り、その成果を広く地域社会に還元する。</p>	<p>年度)。 (No. 121)</p> <p>イ 近隣の文学資料施設や研究所との差異化を図りながら基礎的資料をより積極的に収集し、公開する (平成 23 年度)。 (No. 122)</p> <p>ウ 大学院と連携して、学内外の学生や近隣大学の留学生、社会人、生涯学習受講者などに対する、様々な情報提供プログラムを開発し、地域文化への関心を高める仕組みを検討する (平成 22 年度)。 (No. 123)</p> <p>エ 郷土文学資料センターの機能を充実させ、多様な地域文化を包括的に研究しうる組織形態に整備し、国際文化学研究所の博士課程設置計画と連携しながら重点化すべき領域や研究拠点としての役割、配備する研究員等の検討を進める (平成 21 年度)。 (No. 124)</p> <p>5 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学生及び教職員の国際交流機会の拡大</p> <p>ア 姉妹校締結に関わる学術交流、教職員や学生の交流、語学研修プログラム、訪問団の派遣や受入れ、その他の大学全体にかかわる国際セミナーやフォーラム等の事業などについて、専門職員を配置して大学全体の情報を一元的に収集・発信するとともに、大学広報の多言語化を進める基盤を整える (平成 20 年度)。 (No. 125)</p> <p>イ 現在展開している学術交流や教員学生交流、海外実習等のあり方を見直し、個々の学生のニーズや各学部専門教育の教育目標に則してプログラム内容や運営方法の改善を行う (平成 22 年度)。 (No. 126)</p> <p>ウ 海外における語学集中プログラムについて、中級や上級レベルの語学研修を求める学生のニーズに応えるため、韓国や中国、ヨーロッパや東南アジア方面の新たな大学との交流を広げる可能性を検討する (平成 19 年度)。 (No. 127)</p> <p>エ 国際学術交流協定を締結した海外の姉妹校との国際共同研究に取り組む (平成 22 年度)。 (No. 94 再掲)</p> <p>オ 海外からのゲストや客員講師用の宿泊施設の確保、交換留学生の生</p>
---	---

活基盤確保に関し、有効な手段を検討する（平成 23 年度）。(No. 128)

(2) 関係機関との連携

ア 地域の国際交流団体や国際協力団体との連携を深め、地域のニーズにふさわしい共同企画などを年 1 回は行う体制を整える（平成 19 年度）。(No. 129)

イ 関連団体との交流や連携を通して、地域の国際化に関わるニーズを拾い上げ、大学が有する専門性とマッチングする研究・研修の企画やネットワーク形成等を促進する（平成 22 年度）。(No. 130)

ウ 大学と地域をつなぐ国際交流の情報拠点としてのサロンの機能を備えた交流の場づくりの可能性について検討する。（平成 23 年度）(No. 131)

(3) 国際交流の成果の社会への還元

ア 大学のもつ国際交流の成果や各学部の専門性を生かした事業を、多様な講演、フォーラム、フェスティバル等を通して地域社会に還元し、ホームページや広報誌等で地域への情報発信を行うことによって、地域社会の国際化促進に努める（平成 22 年度）。(No. 132)

イ 交換留学生やグローバル交流学生、留学生など、海外からの大学生が行う地域活動を提案し、地域の人々と交流する機会を増やす（平成 19 年度）。(No. 133)

ウ 海外の大学からの著名な研究者の知識、技術を地域住民に公開する機会をつくる（平成 20 年度）。(No. 134)

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築</p> <p>戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長（学長）が、その指導力、統率力を発揮して、責任ある意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行するための仕組みを整える。</p> <p>また、学部等においても、大学全体としての方針を踏まえつつ機動的な運営が行われるよう、学部長等の権限と責任を明確にするとともに、学部長等を補佐する体制を整備する。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築</p> <p>ア 理事長（学長）選考方法の整備</p> <p>従来の学長選挙を廃止し、理事長選考会議の権限と学内意向の反映との均衡に配慮した理事長（学長）選考の仕組みを構築するとともに、理事長（学長）解任審査請求の手續を整備する（平成18年度）。(No. 135)</p> <p>イ 理事長（学長）補佐体制等の整備</p> <p>(ア) 役員が互いに連携協力しつつ、機動的な業務運営ができるよう、理事長（学長）及びこれを補佐する副理事長、理事の分担業務を明確にする（平成18年度）。(No. 136)</p> <p>(イ) 役員を経営戦略の具現化を補佐するため、法人経営に関する企画立案、大学各部局等との連絡調整等を行う部署を設ける（平成18年度）。(No. 137)</p> <p>(ウ) 理事長（学長）が定める全学的な方針のもとに、学部、研究科における中期計画の着実な実行を図るため、理事長（学長）による学部長、研究科長の指名制度を導入する（平成18年度）。(No. 138)</p> <p>ウ 学部長、研究科長の権限と責任の明確化</p> <p>学部長、研究科長の指導力、統率力の発揮と教授会業務に係る教職員の負担の軽減を図る観点から、学部長、研究科長と教授会との役割分担を明確にし、学部運営を機動的に行う（平成19年度）。(No. 139)</p> <p>エ 学部長、研究科長の補佐体制の整備</p> <p>学部長、研究科長が当該長を補佐する学科長、専攻長を指名する制度を設ける（平成19年度）。(No. 140)</p>
--	--

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

大学全体として取り組むべき課題に的確に対応できるよう、大学の内外の人材その他の資源を活用して大学運営を戦略的に行う仕組みづくりを進める。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算編成方法の見直し

全学的な視点から大学の特色づくりに資する取組等に予算を戦略的、重点的、競争的に配分できるよう、理事長（学長）が予算編成方針を定め、これに基づき、学部長、研究科長等が各部局の予算要求を行い、理事長（学長）が予算の決定、各部局への配分を行う仕組みを整える（平成 18 年度）。(No. 141)

イ 各種委員会の見直し

委員会の実効性ある運営と教職員の負担軽減の観点から、各種委員会について、その必要性、あり方を検討し、必要に応じて整理統合や運営方法の改善を行う（平成 19 年度）。(No. 142)

ウ その他

学外資源の有効活用方策、民間的発想を生かした運営方法の導入について検討を進める。(No. 143)

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

(ア) 大学の運営にかかわる諸情報を大学のホームページや広報誌などの各種媒体を通じて、保護者、同窓会、地域社会、行政や企業、民間団体等に、わかりやすく、また魅力的に、定期的に提供する（平成 20 年度）。(No. 144)

(イ) 大学教育の特性や成果などについて積極的に広報活動を行なう年間計画をたて、特に入試広報については進学情報機関等に広報を行い、また教育研究の成果については企業や民間団体等に広報を行うなど、戦略的、重点的に広報活動を推進する（平成 19 年度）。(No. 145)

(ウ) 大学の理念を具現化して大学グッズ等の開発を行い、大学広

<p>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進</p> <p>法人が自ら行う点検及び評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。</p>	<p>報に役立てる（平成 23 年度）。(No. 146)</p> <p>イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組の充実</p> <p>(ア) 理事や審議機関の委員に民間企業経験者や卒業生、地域の代表などの学外者を登用する（平成 18 年度）。(No. 147)</p> <p>(イ) 教育研究や地域貢献の推進にあたって、住民の意見を聞く仕組を導入する（平成 19 年度）。(No. 148)</p> <p>(ウ) 同窓会との効果的な連携を図るため、同窓会との連携や連絡を行う教職員の役割を明確化し、年 2 回程度の情報交換の機会を設ける（平成 19 年度）。(No. 149)</p> <p>(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進</p> <p>大学の組織及び業務全般について、自己点検評価、県評価委員会による評価、認証評価機関評価、監事による業務監査、会計監査人による監査の結果を活用し、継続的に見直しを行う (No. 150)</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学部、学科、研究科</p> <p>地域貢献大学を目指す本学の特質に合致する分野における教育研究を強化し、よりよい教育をより効果的に提供するため、次のとおり、学部、学科、研究科の改組、再編に取り組む。</p> <p>ア 学部、学科の再編（平成 19 年度）(No. 151)</p> <p>(ア) 国際文化学部と生活科学部環境デザイン学科の統合 教員組織を統合して国際文化学科と文化創造学科の 2 学科を置く。</p> <p>(イ) 社会福祉学部における教育課程の系統化 社会福祉、医療福祉、教育福祉の 3 系に整備する。</p>
--	--

	<p>(ウ) 生活科学部生活環境学科の学生募集の停止</p> <p>(エ) 看護学部と生活科学部栄養学科の統合 教員組織を統合して看護学科と栄養学科の2学科を置く。</p> <p>(オ) 改組・再編に伴う措置</p> <p>a 現行の学部学科に在籍している学生については、その卒業に至るまで現行の教育を継続する。</p> <p>b 環境については、環境に配慮した行動の大切さを日常生活の中に根付かせる「環境教育」を全学共通教育として展開するとともに、地域共生センター等において研究活動を行っていく。</p> <p>c 改組・再編に伴い学部籍を離れる教員は、地域共生センター等に専任教員として配置し、地域貢献業務等を担当しつつ、学部・全学共通科目等を兼務する。</p> <p>イ 大学院</p> <p>(ア) 国際文化学研究科</p> <p>a 国際文化学と地域文化学の2系に教育課程を整備する（平成19年度）。(No. 152)</p> <p>b 大学院国際文化学研究科に、博士課程を設置することを検討する（平成21年度）。(No. 153)</p> <p>(イ) 健康福祉学研究科</p> <p>a 博士後期課程を設置する（平成18年度）。(No. 154)</p> <p>b 既設の健康福祉学研究科修士課程を博士前期課程とし、健康福祉学専攻と生活健康科学専攻の2専攻を健康福祉学専攻に統合する（平成19年度）。(No. 155)</p> <p>(2) 総合教育機構</p> <p>既存の総合教育機構を全学共通教育の要となる組織として見直し、専任教員を配置して新たな編成を行う（平成19年度）。(No. 156)</p>
--	---

<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>(1) 法人化のメリットを生かした弾力的な制度の構築</p> <p>法人の自律的な運営により教育研究活動を活性化するため、非公務員型としての法人化のメリットを最大限に生かし、柔軟で弾力的な制度を構築する。</p>	<p>(3) 附属施設（地域共生センター）</p> <p>ア 地域の民間企業や団体、個人がより気軽に利用できる相談機能や連絡調整機能のあり方について、また、大学の教職員や学生にも身近な存在としての大学の附属施設のあり方について検討し、運営形態や人員配置を見直す（平成 18 年度）。(No. 157)</p> <p>イ 行政や関連団体、NPO 法人等の職員を地域共生センターに配置する制度について検討する（平成 20 年度）。(No. 158)</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 法人化のメリットを活かした弾力的な制度の構築</p> <p>ア より専門性を確保し、効率的な法人の運営を行うため、民間における経営・人事労務・広報等の専門家の採用を行うとともに、特任教授や中間的専門職など、これまでの区分・形態にとらわれない新たな職種を創設する（一部 平成 18 年度）。(No. 159)</p> <p>イ 特定の課題や業務に的確に対応できるよう、新たに採用する教職員を対象に、特定の職について任期制を導入する（平成 18 年度）。(No. 160)</p> <p>ウ 教員について、変形労働時間制を採用するとともに、勤務形態の多様化等を図るため、新たな部分休業制度を創設する（平成 18 年度）。(No. 161)</p> <p>その一方で、教員の兼職・兼業に関しては、学外研修日に非常勤講師を行う場合の取扱いについて、所要の見直しを行う（平成 19 年度）。(No. 162)</p> <p>エ 定数管理を自律的、弾力的かつ効率的に行う。</p> <p>なお、平成 19 年度以降のプロパー職員採用計画を早急に検討し、策定する（平成 18 年度）。(No. 163)</p>
---	--

(2) 能力、意欲及び業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される制度を導入することにより、教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。

(2) 能力・意欲・業績を反映した、教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

ア 専任教員を対象に、能力・意欲・業績が適切に反映される、多面的で適正な人事評価制度を導入する（平成 20 年度。プロパーの事務職員については別途検討）。(No. 164)

(ア) 導入に当たっては、以下の内容を基本として、平成 18 年 4 月から試行を行い、その実施状況について検証、改善の後、平成 20 年 4 月に本格実施。評価結果は、平成 21 年度を基本として直近の時期に、勤勉手当、昇任などの処遇に反映する。

(イ) 目標管理の手法による「目標達成度評価」と職務全般にわたる「行動評価」による総合的な評価とし、学生による授業評価を「行動評価」において参考として活用できるよう改善する。

(ウ) 評価の客観性、公平性を高めるため、1 次（学科長等）・2 次（学部長等）評価者による複数の評価者で評価を行うとともに、人事評価委員会において全学的見地から最終調整を行い、5 段階を基本とする相対評価を行う。

(エ) 「教育」、「研究」、「地域貢献」、「大学運営」の 4 つを評価領域とし、学部・学科の特性や教員の役割を踏まえ、個人ごとに評価ウエイトを設定する。

(オ) 公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、評価結果を本人に開示するとともに、不服申立の仕組みを導入する。

イ 教職員のインセンティブを高め、能力・意欲・業績が適切に反映される給与システムを構築する。(No. 165)

(ア) 県の給与制度について、職務・職責に応じた給与構造への転換を図る見直しが行われることも踏まえ、法人移行時の給与制度は、原則として県制度に準拠する。

(イ) 人事評価制度の導入に伴い、平成 21 年度から、全教員を対

<p>(3) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築</p> <p>学部の枠を超え、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。</p>	<p>象に、人事評価結果を勤勉手当に反映する。給料への反映については、当面、教授を対象に検討する。</p> <p>(ウ) 昇格・昇給制度の見直しや手当の見直し、年俸制も視野に入れた給料構成の検討など、能力・業績主義の観点から、現行の給与体系・構造を見直す。</p> <p>ウ 退職手当制度については、民間企業の状況等を踏まえ県制度の見直しが行われる予定であることから、これに準拠する（平成 18 年度）。(No. 166)</p> <p>エ 現教職員も含め、人事評価制度と連動した早期勧奨退職・再雇用制度を創設する（平成 20 年度）。(No. 167)</p> <p>オ 学外研修のより効果的な運用が図られるよう、具体的な研修計画と実績・成果を求め、人事評価に活用する（平成 18 年度）。(No. 168)</p> <p>(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築</p> <p>ア 適切な定数管理のもと、全学的な視点に立って、限られた人材を戦略的・効果的に配置する（平成 18 年度）。(No. 169)</p> <p>イ 教職員の人事に関し、その公正を期すとともに、経営審議会、教育研究評議会等との適切な役割分担のもと、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、採用・昇任のための選考、人事に関する基準・手続に関する事務等を行う「人事委員会」を設置する（平成 18 年度）。(No. 170)</p>
---	---

<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標</p> <p>社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。</p>	<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>ア 事務処理の簡素化、合理化 事務処理の内容、方法について、定期的に点検を行い、その簡素化、合理化に努める。(No. 171)</p> <p>イ 外部委託の活用 定型化業務については、費用対効果等について検討の上、可能なものから外部委託（アウトソーシング）を行う。(No. 172)</p> <p>ウ 業務マニュアルの作成等 事務処理を効果的、効率的に進めるため、業務マニュアルの作成や情報の共有化を行う(No. 173)</p> <p>エ 情報化の推進 学内の情報化の推進に関する長期構想、実施計画を策定し、大学における教育研究活動及び業務運営の状況、情報教育に関する情報の共有、広報等の情報発信、大学評価などに関する一連のシステム開発、保守、セキュリティ確保などをより効果的、効率的に行う（構想策定：平成 18 年度）。(No. 174)</p> <p>(2) 事務組織の見直し 事務組織について、教育研究組織と連携しつつ、全学的な視点から、教育研究、学生の受入れ、学生支援、地域貢献、国際交流等に関する活動をより効果的、効率的に進めることができるよう、そのあり方について必要に応じ見直しを行う。(No. 175)</p>
---	---

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標</p> <p>(1) 授業料等学生納付金</p> <p>授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。</p> <p>このため、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。</p> <p>また、受託研究等に当たっては、研究に必要な事務費を適正に計上するなど負担区分について見直しを行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 授業料等学生納付金</p> <p>授業料等学生納付金は、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適正な料金を設定する。(No. 176)</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>ア 外部研究資金の積極的導入</p> <p>(ア) 外部研究資金の獲得額を現在の2倍に伸ばす(平成23年度)。(No. 177)</p> <p>(イ) 地域と連携した共同研究や受託研究等については、特に地域共生センターが学内外の情報の拠点となって、研究ニーズを吸い上げる仕組みをつくとともに、研究成果(シーズ)の公表を積極的に行い、研究分野の開拓やマッチングを促進する(平成20年度)。(No. 104再掲)</p> <p>(ウ) すべての教員が、科学研究費補助金その他の競争的研究資金に応募することを原則義務化する。(No. 105再掲)</p> <p>イ 受託研究等の負担区分の見直し</p> <p>受託に当たっては、所要の事務費相当分を計上するなど、負担区分について、適正な見直しを行う。(No. 178)</p> <p>ウ その他の自己収入確保に向けた取組の推進</p> <p>大学施設を有効活用し、芸術活動や音楽コンサート、講演、創作発表等の自主事業を行うとともに、大学に相応しい事業への貸出しを図る仕組みをつくる(平成18年度)。(No. 179)</p>
---	---

2 経費の抑制に関する目標

自律的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の抑制を図る。

また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進め、人件費の抑制を図る。

3 資産の管理及び運用に関する目標

教育研究の水準の向上の視点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図る。

また、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を検討する。

なお、看護学部棟北側用地については、将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、当面の利活用計画を定め、有効活用を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 予算執行の弾力化・効率化を図り、年度途中での緊急課題の発生への対応や研究内容に応じた教授研究費の執行など適切な執行体制を確保する。(No. 180)
- (2) 契約期間の複数年度化、購入方法の改善、管理業務の委託の推進等により、経費の削減を図る。(No. 181)
- (3) 剰余金の活用や外部研究資金の活用などと合わせて、教授研究費等の運用改善にインセンティブを働かせる仕組の検討を行う。(No. 182)
- (4) 教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、適切な規模の教職員配置を実現するため、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた適正な人員配置等により、定員管理を計画的に行い、もって、人件費の抑制を図る。(No. 183)
- (5) 環境マネジメントシステム（エコアクション21）の導入による環境負荷軽減の取組とも連動しつつ運営管理コストの削減を行う。(No. 184)

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 施設設備の利活用状況の調査を行い、その結果を基に、施設設備の運用改善と有効活用を図る。(No. 185)
- (2) 施設設備の管理については、「建物保全調査」等の結果を参考に、計画的な維持補修を行う。(No. 186)
- (3) 大学施設の地域開放について、地域開放の実施方法、実施施設の範囲、施設使用料の設定等地域開放のルールづくりや試行を行う。(No. 187)
- (4) 看護棟北側用地については、当面の利活用計画を定め有効活用を図る。(No. 188)

<p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検、評価を定期的実施する体制を整えるとともに、その内容、方法の一層の充実に取り組む。</p> <p>また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民にわかりやすく示すことができるよう工夫する。</p>	<p>第4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自己点検及び評価を行う仕組の整備</p> <p>評価対象、評価基準及び評価方法、評価の実施体制、評価結果の公表の方法、評価の周期等を明確にし、全学的かつ定期的に自己点検及び評価を行う体制を整える(平成18年度)。(No.189)</p> <p>2 自己点検、評価の充実</p> <p>(1) 学生に対し、学生の授業評価結果に対する教員の自己評価及び意見を速やかに公表する仕組を確立する(平成19年度)。(No.190)</p> <p>(2) 教育の結果や成果、学生の進路や就職状況に関する卒業生の声、地域社会の声を生かした教育活動の改善方策を検討する仕組を整える(平成22年度)。(No.191)</p> <p>(3) 研究評価については、特に、研究成果に関わるデータを教員全員で共有できる仕組を構築する(平成22年度)。(No.192)</p> <p>3 評価結果の公表</p> <p>自己点検評価結果については、わかりやすく要約した資料を、速やかにホームページ等により公表する(平成19年度)。(No.193)</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標</p> <p>将来的なキャンパス移転を視野に入れつつ、教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行う。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>教育研究・地域貢献・国際交流・情報基盤など今後施設整備が必要な主要分野の長期的な見通しを行い、将来的なキャンパス移転との整合に留意しつつ、教育・研究・情報基盤等の高度化・多様化やユニバーサルデザインの観点を踏まえた施設機能の必要性・緊急性等について、検討を行う。(No.194)</p>

<p>2 安全衛生管理に関する目標</p> <p>教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができる仕組みを確立する。</p>	<p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教職員と学生の安全衛生管理を総合的に行う体制を整備する(平成18年度)。(No.195)</p> <p>(2) 施設設備の安全点検、環境測定、健康診断及びこれらの結果に基づく事後措置や安全教育、健康教育、ハラスメントの防止、公益通報者の保護などの安全衛生管理活動について、毎年度、実行計画を作成し、総合的かつ的確に実施する(平成19年度)。(No.196)</p> <p>(3) 安全衛生管理活動の状況について評価を行い、評価結果を次年度の計画に反映させる仕組みを構築し、適切に運営する(平成20年度)。(No.197)</p> <p>第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 * 予算編成過程において検討</p> <p>第7 短期借入金の限度額 * 予算編成過程において検討</p> <p>第8 重要な財産を譲渡し、または担保に供する場合はその計画 * 予算編成過程において検討</p> <p>第9 剰余金の使途 * 予算編成過程において検討</p> <p>第10 その他業務運営に関する事項 * 予算編成過程において検討</p>
--	---